

事務事業名 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

出力日：令和07年03月18日

キーコード：1922

施 策：	10	高齢者福祉の充実 ～地域包括ケアシステムの推進～	財務コード	01040102-17-295
基本事業：	02	介護予防の推進	担当部	健康福祉部
基本事業の 成果指標	週2回以上、運動をする高齢者の割合 健康づくりのための生活習慣を実践している高齢者の割合 新規要支援・介護認定者の割合		担当課	健康推進課
			担当係	健康推進担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度		令和03年度～		新規・継続		継続		会計区分		一般会計		実施計画	
1．対象（誰、何に対して事業を行うのか）				2．手段（事務事業の内容、やり方、手順）									
75歳以上の市民				健康推進課保健師 医療・健診・介護データの分析 事業の企画調整 ハイリスクアプローチ（個別の支援） 健診結果等から、低栄養を疑われる人や血圧、血糖値等が高い人に保健師や管理栄養士が訪問等を行い、保健指導や病院受診を促すなどの支援を行う。 ポピュレーションアプローチ（通いの場へのかかわり） 保健師・管理栄養士・健康運動指導士・歯科衛生士といった専門職が通いの場に出向き、フレイル（虚弱）を予防するための講話や健康相談を行う。									
3．意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）													
・高齢者が適切な医療や介護サービスにつながることで、疾病予防・重症化予防を促進し、健康寿命の延伸、医療費抑制につなげる。 ・保健・介護・医療が連携して高齢者を支える仕組みづくりを強化し、地域包括ケアシステムの推進につなげる。													
4．成果（簡易評価は未記入）													
成果指標名称			単位	04年度 実績	05年度 実績	06年度 当初	07年度 要求	08年度 計画	09年度 計画	目標			
ハイリスクアプローチの実施率			%	97.2	76	80	80			100			
ポピュレーションアプローチの実施箇所数			回	36	41	72	72			82			
5．コスト													
事業費			計	千円	6,386	6,823	8,033	17,896					
			国	千円			0	0					
			県	千円			0	0					
			地方債	千円			0	0					
			その他	千円	6,386	6,823	6,876	15,217					
一般			千円			1,157	2,679						
正職員人工数			人工	0.5	0.5	1	1						
正職員人件費			千円	3,864	3,908	8,023							
トータルコスト(事業費＋正職員人件費)			千円	10,250	10,731	16,056	17,896						
6．成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）													
○あがっている			<状況>ハイリスクアプローチの実施率は21.2%減少し76.0%、ポピュレーションアプローチの実施箇所数は5回増加し41回でした。 <原因>ハイリスクアプローチに関しては、R5年度の対象地区は農業を営んでいる方が多く、面接日の調整が難しく実施率が低下した。ポピュレーションアプローチに関しては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し事業を中止することなく実施できたためだと考えられます。 <課題>後期高齢者の受診率の向上。ハイリスクアプローチの対象を広げる必要があり、支援の必要な人が増加することが予想される。										
○どちらかといえばあがっている													
●あがっていない（停滞・低下）													
7．評価及びコメント（簡易評価は未記入）													
対象動向	維持	類似事業	あり	ポピュレーションアプローチを令和7年度から、市内全域を対象に実施する予定である。教室の開催箇所数が増えるため、事業方法・内容について見直しを図る必要がある。									
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし										
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし										
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	あり										
成果向上余地	中程度												
8．改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）				■改善方向性			○維持 ●見直し ○廃止 ○事業終了						
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）													
令和6年度から、ハイリスクアプローチに糖尿病性腎症重症化予防及び健康状態不明者のフォローを追加し実施する。													
■事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）							■備考・特記事項 or 進行管理欄						
「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和2年4月1日に施行されたことにより、市は「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を令和6年度までに開始することとされました。 本市では、令和3年度から本事業を開始しました。							ハイリスクアプローチ（個別の支援）は市内全域を対象 ポピュレーションアプローチ（通いの場への支援） 令和3.6年度 筑紫南地区・御笠地区 令和4年度 二日市地区・二日市東地区 令和5年度 筑紫地区・山口地区・山家地区						